

東京大学大学院新領域創成科学研究科
先端生命科学専攻
基層生物科学分野
教員（教授）の公募について（案）

本研究科では下記により、教員（教授）を公募いたします。

記

1. 募集人員：教授 1 名
2. 採用開始時期：2026 年 4 月 1 日
3. 任期：期間のさだめなし
4. 試用期間：採用された日から 6 か月
5. 雇用の場所：千葉県柏市柏の葉 5-1-5 東京大学 大学院新領域創成科学研究科
6. 所属：東京大学大学院新領域創成科学研究科 先端生命科学専攻
7. 役責：基層生物科学分野における教育と研究、学内の組織運営
8. 労働条件：本学規程に基づき、専門業務型裁量労働制を適用する
9. 時間外労働：該当なし
10. 休日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、その他特に休日として指定する日
11. 有給休暇：本学規程による
12. 給与：東京大学給与規程に基づき、候補者の過去の実績に応じて算出する。交通費等は本学規程による。
13. 社会保険：文部科学省共済組合、その他労働保険は本学規程による
14. 給料日：毎月 17 日
15. 応募資格：
 - a) 博士の学位を有すること（外国での同等の学位を含む）
 - b) 進化学的に全生物の初期系統に位置づけられる古細菌・真正細菌に加えて、原始的な真核生物を基層生物と位置づけ、これらを主な研究対象としながら、多様な生物間の相互作用に着目し、種々の生命現象について先端的な生命科学研究を展開できる方。確固たる知識、能力、知的冒険心を備えた人材育成に邁進できる方。専攻内の他教員や学内外の研究者と連携し、先端生命科学専攻が重視する学融合と国際交流による研究・教育を強力に推進できる方。
 - c) 講義、学生の教育や研究指導の実績があり、組織運営等ができること
16. 応募書類：以下の書類を提出してください
 - 1) 履歴書（東京大学様式、<https://www.u-tokyo.ac.jp/en/about/jobs.html>）
 - 2) 教育実績リスト
 - 3) 研究業績目録（原著論文、総説、著書）
原著論文、総説・解説論文、著書は、英文と和文に分け、それぞれ独立した番号を記入してください。原著論文、総説論文については、責任著者に * 印を付けること。
 - 4) 主要研究論文 3 編の PDF ファイル

- 5) 外部資金獲得状況（過去5年間に受給があったもの）
年度ごとの交付額を記し、直接経費で代表者・分担者を区別すること。
 - 6) 社会貢献目録（学会活動、委員会活動等）
 - 7) これまでの研究の自己評価と今後の研究の方針ならびに抱負（1,000～2,000字程度）
 - 8) 大学院学生に対する教育方針（1,000字程度）
 - 9) 学内外の研究教育組織運営に対する抱負（500～1,000字程度）
 - 10) 応募者に関して所見を伺える方2名の氏名と連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- * 提出書類に不備がある場合は選考の対象外となります。

17. 応募方法：1～9のPDFファイルを圧縮フォルダー（Zipフォルダー）に格納して https://go.k.u-tokyo.ac.jp/gsfsother_IB_Prof_20250825_basic にアップロードすること。

18. 応募〆切：2025年8月25日

書類審査および面接により選考する。結果はEメールで通知する。

19. 問い合わせ先：東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻
先端生命科学専攻長 松永幸大 sachi@edu.k.u-tokyo.ac.jp

20. その他：詳細については、問い合わせ先に照会してください。また、本専攻の概要等は下記のホームページを参照してください。本学ではダイバーシティの推進に取り組んでいます。先端生命科学専攻ホームページ：<http://www.ib.k.u-tokyo.ac.jp/>

なお、採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

応募書類は本公募の選考に関わる作業の目的のみに使用します。なお特に要望がない限り、応募書類（電子化書類も含む）は選考後も返却しません。

研究科の内規により、在籍教員が満55歳を越える場合、次年度当初から5年以内の任期つき任用（審査により65歳までの再任あり）となります。

教員採用の選考段階において、令和5年9月29日付け5文科高第958号通知「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」に基づき、学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認等を行います。

以上